

大和市告示第 88 号

大和市要介護・高齢者歯科事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 5 年 4 月 12 日

大和市長 大 木 哲

大和市要介護・高齢者歯科事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、一般社団法人大和綾瀬歯科医師会が本市において行う要介護・高齢者歯科事業の実施に伴う施設整備に要する費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、大和市補助金交付規則（昭和 42 年大和市規則第 21 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業)

第 2 条 補助事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（医療分）交付要綱（平成 26 年 12 月 25 日施行。以下「県要綱」という。）別表 2、8-(1)の項基準額の欄第 1 項に規定する施設整備事業
- (2) 当該施設の屋外の建造物のうち、門、塀、駐車場等を新築し、増改築し、及び改修する事業

(補助対象者)

第 3 条 補助の対象者は、一般社団法人大和綾瀬歯科医師会とする。

(補助対象経費)

第 4 条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業を実施するために必要な経費（ただし、第 2 条第 1 号に掲げる事業については、県要綱別表 2、8-(1)の項対象経費の欄に定める費用であって、同項基準額の欄第 1 項に対応するものに限る。）とする。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額を合計した額とし、4,932,732 円を上限とする。

- (1) 第 2 条第 1 号に掲げる事業 当該事業に係る補助対象経費に相当する額から県要綱別表 2、8-(1)の項基準額の欄第 1 項に定める額を控除した額
- (2) 第 2 条第 2 号に掲げる事業 当該事業に係る補助対象経費から寄付金その他の収入額（見込額を含む。）を控除した額

(補助金交付の申請)

第6条 申請者は、規則第4条に規定する書類に、その他市長が必要と認める書類を添えて市長に申請しなければならない。

(補助金の交付時期)

第7条 補助金は、規則第6条第1項に規定する補助金交付決定通知書に基づく正当な請求書の提出を受けた日から30日以内に概算払いで交付するものとし、規則第10条の規定による実績報告に基づき精算する。

(財産の管理等)

第8条 補助事業者は、この要綱に基づく補助金により取得し、又は効用の増した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、この要綱の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(財産の処分の制限)

第9条 補助事業者は、取得財産等を市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する等の処分をしてはならない。ただし、補助事業者が補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間を経過した場合は、この限りではない。

2 補助事業者は、前項の期間内において、取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ別に定める大和市要介護・高齢者歯科事業補助金に係る財産処分承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の承認を受けて取得財産等を処分することにより補助事業者に収入があった場合は、その収入の全部又は一部に相当する額の補助金を返還させることができる。

(補助金の経理)

第10条 補助事業者は、補助事業についての収入及び支出を明らかにした帳簿を備え付け、他の経理と区分して収入額及び支出額を記載し、補助金等の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び補助事業についての支出の事実を証する書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付された補助金については、なお従前の例による。